

山口県公認心理師協会 倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、山口県公認心理師協会（以下「本会」という。）の会員（正会員である公認心理師と臨床心理士、および準会員）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適性を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第3条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会)

第4条 本会は第3条にかかる事項を審議するために倫理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- 1 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- 2 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
- 3 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の会員等への助言
- 4 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- 5 その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条

- 1 委員会は、本会倫理委員会の理事1名、及びその理事より指名され理事会に承認された会員4名をもって構成する。その際に、年齢・性別・活動領域などが偏らないように極力配慮する。
- 2 委員長は、本会倫理委員会の理事が就くものとする。
- 3 本会は委員長名のみ公開とし、他の委員名は原則として非公開とする。
- 4 第1項の定めにかかわらず、必要に応じて、委員会は学識経験者や法律の専門家等の有識者の意見を聞くことができる。

- 5 有識者は、倫理審査委員会において意見を述べることはできるが、審査に関する決定には関与できない。

(委員会の運営)

第 7 条

- 1 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。
- 4 倫理調査の被申立人となった委員は会の職務を離れなければならない。

(倫理問題に関する審議、調査、業務の報告)

第 8 条

- 1 会員、および会員の活動と関わりのあるすべての人は、所定の文書をもって、理事会に審査の請求をすることができる。
- 2 本規定第 5 条 (2) に定める業務については、担当者は会長が諮問した日から起算して 6 ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めた時は期限を延長することができる。
- 3 担当者は審議に際して必要がある場合は、一般社団法人日本公認心理師協会倫理委員会、一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会と連絡調整するものとする。
- 4 倫理違反が認められた場合に担当が答申する処遇案は、警告、嚴重注意、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。
- 5 第 2 項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇、国および関係機関への報告)

第 9 条

- 1 最終的な処遇の決定は、委員会から答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
- 2 会員活動の停止及び除名しようとするときは、理事会の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ理事会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 本会は、一定期間内の活動停止及び除名の処遇を受けた会員が公認心理師である場合は、厚生労働省の公認心理師担当課に報告するものとする。また、臨床心理士である場合は、日本臨床心理士資格認定協会及び日本臨床心理師会に報告するものとする。

(復権)

第 10 条

- 1 会員登録の除名を受けた者は、一定期間を経た後、審査委員会に再登録の申請をすることができる。
- 2 倫理審査委員会は、申請に基づいて、速やかに再登録の可否について審査を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事会は、審査委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て、会員再登録を認めることができる。ただし、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会から登録の停止・抹消されている者の再登録は、認められない。また、公認心理師の法的義務違反及び行政処分の対象となっている会員の再登録は、認められない。

(倫理綱領の見直し)

第 11 条 倫理綱領は原則として 3 年を目安に見直しを行う。

(改廃手続き)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、本会総会において出席者の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規定は 2019 年 2 月 20 日より施行する。

附則 本規定は 2025 年 7 月 6 日に改定し、2026 年 4 月 1 日より施行する。